

本事業は、SDGs の「11 住み続けられるまちづくりを」
「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組です。

2026 年 7 月 21 日（火）

愛知県環境局資源循環推進課
産業廃棄物適正処理推進室 監視グループ
担 当 高橋、寺本
内 線 3080、3085
ダイヤル 052-954-6238

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導 (2026 年 6 月) の結果について

愛知県では、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、年 2 回「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」（例年 6 月と 11 月）を定め、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導やパトロール等を実施しています（2026 年 5 月 29 日発表済み。）。

本年 6 月の指導強化月間では、解体工事に伴い排出される廃棄物の不適正処理を防止するため、昨年 11 月に引き続き、処理責任がある解体工事の元請業者（排出事業者）等に対する立入検査を重点的に実施するなど、以下の取組を行いました。

- **立入検査や不法投棄パトロール等 519 件**（表 1 参照）
 - ・ 排出事業者に対する立入検査 71 件
 - ・ 建設工事現場等に対する立入検査・パトロール 356 件
 - ・ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査 92 件

なお、上記の立入検査等 519 件で判明した不適正な事案 23 件に対しては、文書による行政指導を行いました（表 2 参照）。

今後も、事業者等に対する監視・指導を継続し、廃棄物の不適正処理の未然防止に取り組んでいきます。

1 解体工事の元請業者に対する立入検査

解体工事の元請業者に対して立入検査（67 件）を実施し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に基づく実地確認の規定等の周知を図るとともに、解体工事に伴い排出される廃棄物の処理状況等を確認し、排出事業者責任や法令遵守について指導しました（表 1 参照）。

2 不適正な事案に対する文書指導

立入検査等で判明した不適正な事案 23 件に対しては、指示書等の文書による行政指導を行いました（表 2 参照）。

指導内容は、産業廃棄物の処理基準の遵守などについてです。

表1 立入検査等件数と文書指導件数

(単位: 件)

		立入検査等 件数	文書指導件数				計
			行政処分 改善命令	行政指導		指導票	
				改善勧告	指示書		
排出事業者		71 (91)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (15)	5 (15)
	うち元請業者①	16 (30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (8)	0 (8)
建設 工事 現場等	建設工事現場	187 (40)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	2 (4)
	うち元請業者②	51 (25)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)
	保管場所・ 不法投棄・ 野焼きパトロー ール等	169 (144)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (14)	10 (14)
	小 計	356 (184)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (18)	12 (18)
産業 廃棄物 処理 業者	収集運搬業者	20 (30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (2)
	中間処理業者	61 (60)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (1)	4 (2)
	最終処分業者	11 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	小 計	92 (99)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	5 (4)	6 (5)
合 計		519 (374)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	22 (37)	23 (38)
	うち元請業者 (①+②)	67 (55)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (10)	2 (10)

(注1) 立入件数、指導件数の () は昨年度 11 月の実績。

(注2) 「改善命令」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律による行政処分に該当する。

「改善勧告、指示書、指導票」は行政指導に該当する。

(注3) 「元請業者」は解体工事の元請業者を示す。

表2 文書による行政指導 (23 件) の主な内容

指導区分	件数	主な指導内容
指示書	1	・ マニフェストの写しの送付、管理状況等を指導
指導票	22	・ 産業廃棄物の処理基準の遵守を指導 ・ 委託契約書やマニフェスト等の交付、管理状況を指導